

広島県告示第983号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定によって、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

この出願に係る願書及び関係図書は、広島県土木建築局港湾振興課、広島県西部建設事務所呉支所、呉市産業部港湾漁港課及び呉市倉橋市民センターにおいて、令和7年12月10日までの間、縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了までに広島県知事に意見書を提出することができる。

令和7年11月20日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

(1) 名称及び所在地

広島県（広島県広島市中区基町10番52号）

(2) 代表者の氏名及び住所

広島県知事 湯崎 英彦（広島県広島市中区上幟町9番11号）

2 埋立区域

(1) 位置

呉市倉橋町字財崎576番6及び576番7に至る間の土地に接する護岸の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち1の地点から5の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と5の地点を結ぶ倉橋港の令和7年秋分の日の満潮位（C.D.L.+3.45m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

1の地点 広島県呉市倉橋町字竜ノ口408番1の国土地理院四等三角点「本浦」（北緯34度05分51秒4768、東経132度29分42秒7141、標高211.07m「以下、基点という」）

	から	71度26分36秒	1,423.55mの地点
2の地点	1の地点から	292度30分03秒	23.32mの地点
3の地点	2の地点から	22度29分26秒	4.40mの地点
4の地点	3の地点から	32度30分02秒	64.08mの地点
5の地点	4の地点から	117度23分52秒	24.62mの地点

(3) 面積

1,384.08平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

吳市倉橋町字財崎 601 番 8 及び 601 番 9 の地内並びに 601 番 4 から 576 番 5 を経て
576 番 6 及び 576 番 7 に至る間の土地に接する護岸に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とヒの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

アの地点	基点から	72度02分19秒	1, 430. 12mの地点
イの地点	アの地点から	202度30分08秒	100. 96mの地点
ウの地点	イの地点から	292度30分08秒	158. 09mの地点
エの地点	ウの地点から	22度30分07秒	184. 73mの地点
オの地点	エの地点から	112度30分04秒	41. 11mの地点
カの地点	オの地点から	54度32分33秒	41. 01mの地点
キの地点	カの地点から	22度40分11秒	25. 25mの地点
クの地点	キの地点から	130度11分19秒	21. 78mの地点
ケの地点	クの地点から	136度46分36秒	30. 04mの地点
コの地点	ケの地点から	162度06分50秒	36. 18mの地点
サの地点	コの地点から	197度03分34秒	15. 04mの地点
シの地点	サの地点から	106度22分44秒	10. 00mの地点
スの地点	シの地点から	18度28分22秒	20. 56mの地点
セの地点	スの地点から	108度59分51秒	7. 38mの地点
ソの地点	セの地点から	198度20分28秒	5. 41mの地点
タの地点	ソの地点から	153度30分41秒	3. 69mの地点
チの地点	タの地点から	193度49分29秒	9. 47mの地点
ツの地点	チの地点から	186度31分58秒	2. 76mの地点
テの地点	ツの地点から	182度28分25秒	2. 97mの地点
トの地点	テの地点から	212度41分12秒	9. 57mの地点
ナの地点	トの地点から	234度53分43秒	12. 74mの地点
ニの地点	ナの地点から	218度10分24秒	10. 17mの地点
ヌの地点	ニの地点から	214度12分27秒	8. 78mの地点
ネの地点	ヌの地点から	214度49分44秒	8. 97mの地点
ノの地点	ネの地点から	197度20分11秒	2. 52mの地点
ハの地点	ノの地点から	197度03分50秒	2. 06mの地点
ヒの地点	ハの地点から	201度58分09秒	25. 43mの地点

(3) 面積

32,042.27平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

令和7年10月23日